

グリーン調達ガイドライン (化学物質管理基準付属書)

第 1.5 版

2024 年 5 月 8 日

品質保証部門

NCC 松尾電機株式會社



目次

1. 目的	P.2
2. 適用範囲	P.2
3. お取引様への化学物質調査協力をお願い	P.2
4. 分析報告データ	P.3
5. 製造工程使用禁止	P.3
6. 含有管理物質の報告について	P.3
7. 変更管理	P.3
8. お取引先様への確実な環境管理体制の構築と迅速な情報伝達をお願い	P.4
9. お問い合わせ先	P.4
10. 含有禁止物質	
表 1 含有禁止物質	P.5 - P.13
11. 含有管理物質	
表 2 chemSHERPA の管理対象物質の管理対象基準	P.14
表 3 含有管理物質	P.14 - P.17
12. 付表	
表 4 アゾ染料・顔料から生成される特定アミン類	P.18
表 5 オゾン層破壊物質	P.19
表 6 塩素および塩素を含む化合物	P.19
表 7 多環芳香族炭化水素類 (PAHs)	P.20
13. PFAS (有機フッ素化合物) の報告範囲に関するお願い	P.21
様式 1 構成成分および環境負荷物質の使用状況報告書	P.22
様式 2 追加管理物質含有調査表	P.23

1. 目的

本付属書は松尾電機株式会社（以下、「当社」という）がグリーン調達活動を推進するにあたり、調達する原材料、部品・部材、包装・梱包資材、副資材等に含有する化学物質について「含有禁止化学物質」「含有管理化学物質」「情報伝達」「お取引先様への調査協力依頼」および「対象法規制」「顧客要求および業界標準」を明確にし、順守することを目的とします。

2. 適用範囲

当社が調達する原材料、部品・部材、包装・梱包資材、副資材等の全ての調達品に適用します。

※包装・梱包資材：当社から当社顧客に直接納入されるもので、納入者が保護、輸送用の包装材は対象外とします。但し、製品に直接接触して含有禁止化学物質・含有管理化学物質が移行、混入して汚染される場合は対象とします。

※副資材：粘着テープ、はんだ材料、接着剤などの構成材料。

3. お取引様への化学物質調査協力をお願い

グリーン調達を推進するにあたり、お取引様には以下の書類の提出をお願いします。

番号	提出書類	提出	様式
1	「構成成分および環境負荷物質の使用状況報告書」の提出 ※当社の含有禁止物質・含有管理物質に該当するとき、含有量に関わらず意図的添加または含むことが明らかな化学物質はすべて報告してください。 ※意図的添加ではないが含有量を把握している不純物は、0.1wt%未満でも報告してください。 番号1に代わり、JAMP chemSHERPA による含有化学物質情報で回答いただける場合は番号2で提出いただいても結構です。	1回/年 当社要求時	様式1
2	・成型品の場合：chemSHERPA AIで報告ください。 ・材料・調剤品・塗装等の混合物（調剤）の場合：chemSHERPAでは「chemSHERPA CI」という書式が用意されていますが、当社では材料・調剤品・塗装等の混合物（調剤）においても揮発成分を除いた残留物を把握する必要があるため、必ず「chemSHERPA AI」による提出をお願いします。 ※当社の含有禁止物質・含有管理物質に該当するとき、含有量に関わらず意図的添加または含むことが明らかな化学物質はすべて報告してください。 ※意図的添加ではないが含有量を把握している不純物は、0.1wt%未満でも報告してください。	1回/年 当社要求時 または 物質リスト 更新時	(*1)
3	「追加化学物質の含有報告書」の提出 各種法規制が更新され、新たに追加された場合、その都度、追加化学物質を対象に含有情報のご提供をお願いします。	物質リスト 更新時 当社要求時	様式2
4	分析報告データの提出 ※分析報告の対象物質は3項による。	当社要求時	—
5	安全データシート SDS（旧 MSDS）の提出 ※GHSに対応した最新 SDS を提出してください。	改訂時	—

* 1 発行元：アーティクルマネジメント推進協議会（JAMP）

調査回答ツール・マニュアル等につきましては、chemSHERPA 公式 WEB サイトより入手できます。

4. 分析報告データ

分析方法は IEC62321 の最新版に準拠、ISO/IEC17025 を取得した分析機関での分析データを提出してください。有効期限は顧客要求により、測定日から 1 年以内の場合があります。

対象	Cd	Pb	Cr6+	Hg	PBB	PBDE	フタル酸 DEHP、DBP BBP、DIBP	Cl Br	Sb	P
金属類	○	○	○	○	—	—	—	—	—	—
樹脂・プラスチック等、有機材料	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
包装・梱包資材	○	○	○	○	○	○	—	—	—	—

5. 製造工程使用禁止

製造工程で使用する一部の化学物質（洗浄剤、離型剤、防錆剤等）で部品等に含有されない場合においても、含有禁止物質の使用禁止をお願い致します。また、規制値が定められている場合は、不純物の様な非意図的な含有であっても、規制値未満でなければなりません。

6. 含有管理物質の報告について

含有管理物質の報告について、次の通りにご提出をお願いいたします。

6-1. 認可対象候補物質（SVHC）の報告

必ずその含有の有無を把握し、以下の通り対応をお願いします。

- （１） 0.1wt%を超える場合は、必ず含有濃度を報告してください。
- （２） 0.1wt%以下の場合は知り得た範囲で含有濃度を報告してください。
- （３） SVHC が追加された場合は、速やかに追加物質の含有の有無を把握し、上記の（１）または（２）の報告をお願いします。

6-2. 認可対象候補物質（SVHC）を除く、その他の物質の報告

- （１） 知り得た範囲で含有濃度を報告してください。
- （２） 新たに含有情報を入手した場合は速やかに報告してください。

6-3. 含有がない場合

含有管理物質を含有しない場合（含有情報がない場合を含む）は、含有がないことを報告してください。尚、報告がない場合には、含有していないと判断させていただきます。

6-4. 含有管理物質判明時

報告のない認可対象候補物質（SVHC）が 0.1wt%を超える濃度で含有していることが判明した場合には、すみやかに当社に文書で通知してください。この場合、原因究明をお願いする場合があります。

7. 変更管理

部品、材料、工程変更時には化学物質、材料材質を確認いただき、含有情報に変更がある場合には、すみやかに当社に文書（SDS 含む）で通知してください。

8. お取引先様への確実な環境管理体制の構築と迅速な情報伝達のお願い

8.1 確実な環境管理体制の構築：

- ・材料や部材に環境負荷物質の含有がないことを確実にする管理体制があること。
- ・工程において環境負荷物質が発生、混入しない管理ができていること。
- ・当社に納入する材料、部材に環境負荷物質が含まれないことを保証する体制があること。
- ・材料、部材に関して変更がある場合、当社に事前承認を得る仕組みがあること。
- ・材料、部材に関して異常が発生した場合、当社にすみやかに報告する仕組みがあること。

8.2 迅速な情報伝達のお願い：

- ・当社が購入する材料、部材に関する情報の把握および弊社顧客への情報伝達を確実かつ迅速にするために、当社からお願いする調査への報告は、所定の期限までをお願いします。
当社からの調査依頼に対する報告までの目安は1ヵ月以内でお願いします。
- ・データや資料が間に合わない等、期限までに提出いただけない場合は、当社へ連絡をお願いします。
当社へ報告や連絡が無い場合は、取引先様の責任において該当する調査物質を含有していないと回答されたものとみなします。

9. お問い合わせ先

松尾電機株式会社 品質保証部門

ホームページ：<https://www.ncc-matsuo.co.jp/>

E-mail：qa@ncc-matsuo.co.jp

10. 含有禁止物質

国内外の代表的な法規制を基に含有禁止物質を規定しています。当社に納入される部材は管理基準値未満であることを保証して頂きます。管理基準（規制値）の単位は ppm、規制はすべて数値未満（数値記載がないものは検出しないこと）とします。

表1 [含有禁止物質]

No	区分	物質名	主な CAS No.※1	管理基準（規制値）		主な引用法規制
1	禁止	カドミウム およびその化合物	—	ゴム類含むプラスチック、塗料・インク類	5	EU RoHS 指令、EU ELV 指令 EU REACH 規則 Annex X VII IEC62474 資源有効利用促進法
				はんだ・金属	20	
2	禁止	鉛 およびその化合物	—	金属類（めっき以外）	500	EU RoHS 指令、EU ELV 指令 EU REACH 規則 Annex X VII IEC62474 資源有効利用促進法 米国プロポジション 65
				金属類（めっき部）	1000	
				金属類以外	10	
3	禁止	水銀 およびその化合物	—	全ての用途	5	EU RoHS 指令、EU ELV 指令 EU REACH 規則 Annex X VII IEC62474 資源有効利用促進法、水俣条約
4	禁止	六価クロム化合物	—	全ての用途	5	EU RoHS 指令、EU ELV 指令 EU REACH 規則 Annex X VII IEC62474 資源有効利用促進法
5	禁止	Cd,Hg,Cr6,Pb 合計（包装材）	—	4 元素合計	50	EU 包装材指令
				プラスチック、塗料 インクの部位の Cd	5	
6	禁止	ポリ臭化ビフェニル類 （PBBs）	—	全ての用途	100	EU RoHS 指令 POPs 条約附属書 A（廃絶） EU REACH 規則 Annex X VII IEC62474
7	禁止	ポリ臭化ジフェニルエーテル類 （PBDEs）	—	全ての用途	100	EU RoHS 指令 POPs 条約附属書 A（廃絶） IEC62474 米国 TSCA（PBT 規則）
		デカブロモジフェニルエーテル （DecaBDE）	1163-19-5	全ての用途	意図的添加禁止	
8	禁止	フタル酸ブチルベンジル （BBP）	85-68-7	電気電子機器用途	各 1,000	EU RoHS 指令 米国 TSCA 高優先 20 物質
9	禁止	フタル酸ビス 2-エチルヘキシル （DEHP）	117-81-7			
10	禁止	フタル酸ジブチル（DBP）	84-74-2	電気電子機器以外 の用途および玩具、 育児製品用途	4 物質合計 1,000	EU REACH 規則 Annex X VII
11	禁止	フタル酸ジイソブチル （DIBP）	84-69-5			
12	禁止	フタル酸ジイソノニル （DINP）	28553-12-0 68515-48-0	玩具、育児製品用途	3 物質合計 1,000	EU REACH 規則 Annex X VII 米国プロポジション 65 IEC62474
13	禁止	フタル酸ジイソデシル （DIDP）	26761-40-0 68515-49-1			
14	禁止	フタル酸ジ-n-オクチル （DNOP）	117-84-0			

表 1 [含有禁止物質] (続き)

No	区分	物質名	主な CAS No.*1	管理基準 (規制値)		主な引用法規制
15	禁止	ポリ塩化ビフェニル類 (PCB 類)	—	全ての用途	意図的添加禁止	EU REACH 規則 Annex X VII POPs 条約附属書 A (廃絶) IEC62474 化審法 第一種特定化学物質
16	禁止	ポリ塩化ナフタレン類 (PCN 類) 塩素原子数 1 以上	—	全ての用途	意図的添加禁止	POPs 条約附属書 A (廃絶) IEC62474 化審法 第一種特定化学物質
17	禁止	ペンタクロロフェノール 又はその塩若しくはエステル類	—	全ての用途	意図的添加禁止	化審法 第一種特定化学物質 POPs 条約附属書 A (廃絶)
18	禁止	アルドリン	309-00-2	全ての用途	意図的添加禁止	化審法 第一種特定化学物質 POPs 条約附属書 A (廃絶) 米国プロポジション 65
19	禁止	エンドリン	72-20-8	全ての用途	意図的添加禁止	化審法 第一種特定化学物質 POPs 条約附属書 A (廃絶) 米国プロポジション 65
20	禁止	ヘプタクロル	76-44-8	全ての用途	意図的添加禁止	化審法 第一種特定化学物質 POPs 条約附属書 A (廃絶) 米国プロポジション 65
21	禁止	クロルデン類	—	全ての用途	意図的添加禁止	化審法 第一種特定化学物質 POPs 条約附属書 A (廃絶)
22	禁止	デルドリン	60-57-1	全ての用途	意図的添加禁止	化審法 第一種特定化学物質 POPs 条約附属書 A (廃絶) 米国プロポジション 65
23	禁止	トキサフェン	8001-35-2	全ての用途	意図的添加禁止	化審法 第一種特定化学物質 POPs 条約附属書 A (廃絶) 米国プロポジション 65
24	禁止	クロルデコン	143-50-0	全ての用途	意図的添加禁止	化審法 第一種特定化学物質 POPs 条約附属書 A (廃絶) 米国プロポジション 65
25	禁止	ペンタクロロベンゼン	608-93-5	全ての用途	意図的添加禁止	化審法 第一種特定化学物質 米国 TSCA (SNUR) POPs 条約附属書 A (廃絶)
26	禁止	Mirex (マイレックス)	2385-85-5	全ての用途	意図的添加禁止	化審法 第一種特定化学物質 POPs 条約附属書 A (廃絶) 米国プロポジション 65
27	禁止	ヘキサクロロベンゼン	118-74-1	全ての用途	意図的添加禁止	化審法 第一種特定化学物質 POPs 条約附属書 A (廃絶) 米国プロポジション 65
28	禁止	α-,β-ヘキサクロロシクロヘキサン γ-ヘキサクロロシクロヘキサン (別名リンデン)	319-84-6 319-85-7 58-89-9	全ての用途	意図的添加禁止	化審法 第一種特定化学物質 POPs 条約附属書 A (廃絶)

表 1 【含有禁止物質】 (続き)

No	区分	物質名	主な CAS No.※1	管理基準 (規制値)		主な引用法規制
29	禁止	ヘキサクロロブター 1, 3-ジエン	87-68-3	全ての用途	意図的添加禁止	化審法 第一種特定化学物質 POPs 条約附属書 A (廃絶) GADSL P 米国 TSCA (PBT 規則) 米国プロポジション 65
30	禁止	エンドスルファン	115-29-7 959-98-8 33213-65-9	全ての用途	意図的添加禁止	化審法 第一種特定化学物質 POPs 条約附属書 A (廃絶)
31	禁止	短鎖型塩化パラフィン (SCCP) C10-C13、および含有量が 48%以上	—	全ての用途	意図的添加禁止	POPs 条約附属書 A (廃絶) IEC62474 化審法 第一種特定化学物質
32	禁止	DDT	50-29-3	全ての用途	意図的添加禁止	化審法 第一種特定化学物質 POPs 条約附属書 B (制限) 米国プロポジション 65
33	禁止	ポリ塩化ターフェニル類 (PCT 類)	—	全ての用途	意図的添加禁止	EU REACH 規則 Annex X VII IEC62474
34	禁止	中鎖塩素化パラフィン (MCCP) C14~C17	—	全ての用途 (成形品)	意図的添加禁止 かつ不純物として 1,000	特定顧客要求
35	禁止	PVC (ポリ塩化ビニル)、 および PVC 混合物	—	全ての用途	意図的添加禁止	特定顧客要求
36	禁止	ダイオキシン類、ジベンゾフラン類 [全物質]	—	全ての用途	意図的添加禁止	GADSL P ダイオキシン対策特別措置法
37	禁止	テトラクロロベンゼン [全物質]	—	全ての用途	意図的添加禁止	GADSL P 米国 TSCA (SNUR)
38	禁止	トリクロロベンゼン	120-82-1	全ての用途	意図的添加禁止	EU REACH 規則 Annex X VII
39	禁止	ヘキサクロロエタン	67-72-1	全ての用途	意図的添加禁止	特定顧客要求 米国プロポジション 65
40	禁止	ビス (クロロメチル) エーテル	542-88-1	全ての用途	意図的添加禁止	労働安全衛生法 [製造等の禁止] 米国プロポジション 65
41	禁止	ハロゲン化ジフェニルメタン類 モノメチルジプロモジフェニルメタン (DBBT) モノメチルジクロロジフェニルメタン (Ugilec 121, Ugilec 21) モノメチルテトラクロロジフェニルメ タン (Ugilec 141)	99688-47-8 81161-70-8 76253-60-6	全ての用途	意図的添加禁止	EU REACH 規則 Annex X VII IEC62474
42 欠番	禁止	TBBP-A-b-i-s (テトラプロモ ビスフェノール-A-ビス- (2, 3- ジプロモプロピルエーテル))	21850-44-2	全ての用途	意図的添加禁止	—

表 1 [含有禁止物質] (続き)

No	区分	物質名	主な CAS No.*1	管理基準 (規制値)		主な引用法規制
43	禁止	ヘキサブロモシクロドデカン (HBCDD) および全主要ジアステレオ異性体	—	全ての用途	意図的添加禁止	化審法 第一種特定化学物質 EU REACH 規則 Annex XIV POPs 条約附属書 A (廃絶) IEC62474
44	禁止	ビス (トリブチルスズ) =オキシド (TBTO)	56-35-9	全ての用途	意図的添加禁止	化審法 第一種特定化学物質 IEC62474
45	禁止	トリブチルスズ化合物 (TBT) 類	—	全ての用途	意図的添加禁止	EU REACH 規則 Annex XVII IEC62474
46	禁止	ジブチルスズ化合物 (DBT) 類 ジオクチルスズ化合物 (DOT) 類				
47	禁止	アスベスト類	—	全ての用途	意図的添加禁止	EU REACH 規則 Annex XVII 労働安全衛生法 [製造等の禁止] 米国 TSCA 第 1 次優先物質 IEC62474
48	禁止	特定アミンを生成するアゾ染料・顔料 (表 4)	—	全ての用途	意図的添加禁止	EU REACH 規則 Annex XVII IEC62474
49	禁止	ホルムアルデヒド	50-00-0	繊維板 (ファイバーボード)、パーティクルボードおよび合板を用いた木工製品 (ラック等)	気中濃度 0.1	ドイツ化学品禁止規制 デンマークホルムアルデヒド規制 IEC62474 米国 TSCA 高優先 20 物質 米国プロポジション 65
50	禁止	酸化ベリリウム	1304-56-9	全ての用途	意図的添加禁止	IEC62474
51	禁止	ベンゼン	71-43-2	全ての用途	意図的添加禁止	EU REACH 規則 Annex XVII 米国プロポジション 65 労働安全衛生法 (特定化学物質)
52	禁止	2- (2H-1, 2, 3-ベンゾトリアゾール-2-イル) -4, 6-ジ tert-ブチルフェノール	3846-71-7	全ての用途	意図的添加禁止	IEC62474 化審法 第一種特定化学物質
53	禁止	N, N'-ジトリル-パラフェニレンジアミン	27417-40-9	全ての用途	意図的添加禁止	化審法 第一種特定化学物質 特定顧客要求
54	禁止	N, N'-ジキシリル-パラフェニレンジアミン	28726-30-9	全ての用途	意図的添加禁止	化審法 第一種特定化学物質 特定顧客要求
55	禁止	N-トリル-N'-キシリル-パラフェニレンジアミン	70290-05-0	全ての用途	意図的添加禁止	化審法 第一種特定化学物質 特定顧客要求
56	禁止	ニトロソアミン類	—	全ての用途	意図的添加禁止	GADSL P
57	禁止	2, 4, 6-トリターシャリーブチルフェノール	732-26-3	全ての用途	意図的添加禁止	化審法 第一種特定化学物質 特定顧客要求、GADSL D/P 米国 TSCA (PBT 規則)
58	禁止	ケルセン又はジコホル	115-32-2	全ての用途	意図的添加禁止	化審法 第一種特定化学物質 特定顧客要求

表 1 [含有禁止物質] (続き)

No	区分	物質名	主な CAS No.※1	管理基準 (規制値)		主な引用法規制
59	禁止	トリス (1-アジリジニル) ホスフィンオキシド (TAPO)	545-55-1	全ての用途	意図的添加禁止	EU REACH 規則 Annex X VII GADSL P
60	禁止	リン酸トリス (2, 3-ジプロモプロピル) (TBPP)	126-72-7	全ての用途	意図的添加禁止	EU REACH 規則 Annex X VII GADSL P 米国 TSCA (SNUR) 米国プロポジション 65
61	禁止	リン酸トリス (2-クロロエチル) (TCEP)	115-96-8	全ての用途	1,000	EU REACH 規則 Annex X IV 米国プロポジション 65 米国 TSCA 高優先 20 物質
62	禁止	リン酸トリス (1-メチル-2-クロロエチル) (TCPP)	13674-84-5			米国バーモンド州法 Act85 米国プロポジション 65
63	禁止	リン酸トリス (1, 3-ジクロロ-2-プロピル) (TDCPP)	13674-87-8			特定顧客要求
64	禁止	4-ニトロフェニル及びその塩	92-93-3	全ての用途	意図的添加禁止	EU REACH 規則 Annex X VII 労働安全衛生法 [製造等の禁止] 米国プロポジション 65
65	禁止	パーフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS) 及びその塩、フルオリド (PFOSF)	—	全ての用途	意図的添加禁止	POPs 条約附属書 B (制限) カナダ環境保護法 (SOR/2008-178) IEC62474 化審法 第一種特定化学物質
66	禁止	パーフルオロオクタン酸 (PFOA) とその塩及び PFOA 関連物質	—	全ての用途	PFOA とその塩 : 25ppb PFOA 関連物質 : 合計 1,000ppb	POPs 条約附属書 A (廃絶) ノルウェー国内法 IEC62474 化審法 第一種特定化学物質
67 欠番	禁止	パーフルオロアルキル化合物およびポリフルオロアルキル化合物 (PFAS 類)	—	全ての用途	意図的添加禁止	—
68	禁止	フッ素系温室効果ガス (HFC, PFC, SF6)	—	全ての用途 密閉式で対象物質の回収スキームが確立されている場合を除く	意図的使用禁止	EU F ガス規則 (517/2014) IEC62474
69	禁止	放射性物質	—	全ての用途	意図的添加禁止	原子炉等規制法 IEC62474
70	禁止	二塩化コバルト	7646-79-9	全ての用途	意図的添加禁止	EU REACH 規則 Annex X VII IEC62474
71	禁止	フマル酸ジメチル (DMF)	624-49-7	全ての用途	意図的添加禁止	EU REACH 規則 Annex X VII IEC62474
72	禁止	ムスクキシレン	81-15-2	全ての用途	意図的添加禁止	EU REACH 規則 Annex X IV 特定顧客要求

表 1 [含有禁止物質] (続き)

No	区分	物質名	主な CAS No.*1	管理基準 (規制値)		主な引用法規制
73	禁止	ヒ素及びその化合物 (三酸化二ヒ素、五酸化二ヒ素)	1327-53-3 1303-28-2	全ての用途	意図的添加禁止	EU REACH 規則 Annex X VII IEC62474 特定顧客要求
74	禁止	アジ化ナトリウム	26628-22-8	全ての用途	意図的添加禁止 1,000	毒物及び劇物取締法 特定顧客要求
75	禁止	オゾン層破壊物質 (表 5)	—	全ての用途	意図的使用禁止	オゾン層保護法 モントリオール議定書 IEC62474
76	禁止	塩素系有機溶剤 (表 6)	—	全ての用途	意図的添加禁止	土壌汚染対策法
77	禁止	過塩素酸塩	—	全ての用途	意図的添加禁止	米国カリフォルニア州法過塩素酸塩 汚染防止法 2003 IEC62474
78	禁止	多環芳香族炭化水素類 (PAHs) (表 7)	—	全ての用途	意図的添加禁止	EU REACH 規則 Annex X VII
79	禁止	リフラクトリーセラミックファイバー (RCF)	142844-00-6	全ての用途	意図的添加禁止	特定化学物質障害予防規則の管理第 二類物質
80	禁止	リン酸トリキシリル (リン酸トリス (ジ メチルフェニル))	25155-23-1	全ての用途	意図的添加禁止	EU REACH 規則 Annex X IV 特定化学物質障害予防規則の特別管 理物質
81	禁止	天然ゴム	—	当社製品の構成 材料以外を除く	意図的添加禁止	特定顧客要求
82	禁止	ニッケル及びその化合物	7440-02-0	長期にわたり直 接皮膚に接触す る用途 (イヤホ ン、ヘッドホン 等)	1,000	EU REACH 規則 Annex X VII IEC62474 米国プロポジション 65
83	禁止	黄リン	—	全ての用途	意図的添加禁止	労働安全衛生法 [製造等の禁止]
84	禁止	赤リン (※2)	7723-14-0	難燃剤 (耐水処理され ていないもの)	意図的添加禁止	TSCA, 特定顧客要求
85	禁止	ポリ臭化ターフェニル (PBT)	79596-31-9	全ての用途	1,000	特定顧客要求
86	禁止	ノニルフェノール類及びノニルフェ ールエトキシレート類		全ての用途	意図的添加禁止	EU REACH 規則 Annex X VII EU REACH 規則 Annex X IV 特定顧客要求
87	禁止	リン酸トリアリールイソプロピル化物 別名:リン酸トリス(イソプロピルフェ ニル) PIP (3:1)	68937-41-7	全ての用途	意図的添加禁止	米国 TSCA (PBT 規則) GADSL D
88	禁止	ペンタクロロチオフェノール (PCTP)	133-49-3	全ての用途	意図的添加禁止	米国 TSCA (PBT 規則) 特定顧客要求

(※2) ChemSHERPA の物質リストには、赤リンの登録が無いので、任意報告物質として報告してください。

表 1 【含有禁止物質】（続き）

No	区分	物質名	主な CAS No.※1	管理基準（規制値）		主な引用法規制
89	禁止	ペルフルオロヘキサンスルホン酸 （PFHxS）とその塩および関連物質	—	全ての用途	意図的添加禁止 成形品質量中または混合物において、 ①PFHxS およびその塩の合計で25ppb 未満。 ②PFHxS 関連物質の合計で1000ppb 未満	POPs 条約付属書 A（廃絶） 化学品リスク軽減政令 特定顧客要求
90	禁止	長鎖ペルフルオロアルキルカルボン酸 （LCPFACs）およびペルフルオロアルキル スルホン酸化合物	68187-47-3 68391-08-2 70969-47-0 1078712-88-5 1078715-61-3 他	全ての用途	意図的添加禁止	米国 TSCA（SNUR 40 CFR Section 721.10536） 特定顧客要求
91	禁止	デクロランプラス	—	全ての用途	意図的添加禁止	POPs 条約付属書 A（廃絶） 特定顧客要求
92	禁止	特定有機リン化合物（毒物）	—	全ての用途	意図的添加禁止	毒物及び劇物取締法
93	禁止	シアン化合物 （毒物及び劇物取締法で定義される 「毒物」に該当する化合物）	—	全ての用途	意図的添加禁止	毒物及び劇物取締法 特定顧客要求
94	禁止	毒物劇物取締法【特定毒物】	—	全ての用途	意図的添加禁止	毒物及び劇物取締法
95	禁止	GADSL 収載の分類（P：禁止物質）または （D/P：申告/禁止）の物質	—	全ての用途	意図的添加禁止	GADSL
96	禁止	米国 TSCA 第 1 次優先物質リスト 10 物質 ・塩化メチレン ・1-ブロモプロパン ・環状脂肪族臭素クラスター ・アスベスト類 ・四塩化炭素 ・1,4-ジオキサン ・N-メチルピロリドン ・テトラクロロエチレン ・顔料バイオレット 29 ・トリクロロエチレン	75-09-2(*) 106-94-5(*) 25637-99-4 3194-55-6 3194-57-8 1332-21-4 他 (*) 56-23-5(*) 123-91-1(*) 872-50-4(*) 127-18-4(*) 81-33-4 79-01-6(*)	全ての用途	意図的添加禁止	米国 TSCA (*)米国プロポジション 65

表 1 [含有禁止物質] (続き)

No	区分	物質名	主な CAS No.※1	管理基準 (規制値)		主な引用法規制
97	禁止	EU REACH XIV	—	REACH 附属書 XIVに収載される物質は、認可されている用途以外で使用禁止 (Sunset date を越えた認可物質)	—	REACH 附属書 XIV ECHA (欧州化学庁) の最新情報を参照。
98	禁止	EU REACH Annex XVII (制限物質)	—	REACH 附属書 XVIIで制限される物質・用途について使用禁止	—	REACH 附属書 XVII ECHA (欧州化学庁) の最新情報を参照。
99	禁止	長鎖 (C9-C21) ペルフルオロカルボン酸 (PFCAs) とその塩及び関連物質	—	全ての用途	意図的添加禁止	カナダ・特定有害物質禁止規則 (注) 法制化の状況により、修正が加わる可能性がある。
100	禁止	ペルフルオロカルボン酸 (PFCAs) C9-C14 とその塩	—	全ての用途	・意図的添加禁止 ・均質材料に対して 25ppb を超える含有 (PFCAs C9-14 とその塩の合計)	(EC) No.1907/2006 (REACH 附属書 XVII) および修正 (EC) 2021/1297
101	禁止	ペルフルオロカルボン酸 (PFCAs) C9-C14 関連物質	—	全ての用途	・意図的添加禁止 ・均質材料に対して 260ppb を超える含有 (PFCAs C9-C14 関連物質の合計)	(EC) No.1907/2006 (REACH 附属書 XVII) および修正 (EC) 2021/1297
102	禁止	(2-(2H-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4,6-ジ-tert-ペンチルフェノール) (UV-328)	25973-55-1	全ての用途	意図的添加禁止	POPs 条約附属書 A (廃絶)
103	禁止	メトキシクロル	72-43-5	全ての用途	意図的添加禁止	POPs 条約附属書 A (廃絶)

※1 CAS No.はあくまで参考として掲載しています。

表 1 [含有禁止物質] (続き)

No	区分	物質名	主な CAS No.※1	管理基準 (規制値)	主な引用法規制
104	禁止	ミネラルオイル 1~7 個の芳香環からなる芳香族炭化水素鉱物油 (MOAH) 炭素原子数が 16~35 の飽和炭化水素類鉱物油 (MOSH)	—	<p><包装材および印刷物のインク中></p> <p>①1~7 個の芳香環からなる芳香族炭化水素鉱物油 (MOAH) は 1% 以下であること</p> <p>②1~2 個の芳香環からなる芳香族炭化水素鉱物油 (MOAH) および炭素原子数が 16~35 の飽和炭化水素類鉱物油 (MOSH) は 0.1% 以下であること</p> <p>③3~7 個の芳香環からなる芳香族炭化水素鉱物油 (MOAH) は 1ppm 以下であること</p> <p>①は 2022 年 9 月 30 日以降適用 ②③は 2024 年 7 月 1 日以降適用 (以下補足)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・包装材に貼り付けるラベルは対象 ・対象物品に直接貼り付けるラベルは対象外 ・印刷物は紙が対象 	フランス鉱物油法 特定顧客要求

1 1. 含有管理物質

含有管理物質は、表 2 に示す法規制、業界標準等に収載された物質を対象とします。

chemSHERPA の管理対象物質（最新 Ver.）の管理対象基準に該当する物質から、この付属書で規定する含有禁止物質を除いた物質および表 3 の物質とします。

納入品に含有管理物質が含有している場合、意図的添加もしくは不純物に関わらず含有報告してください。意図的使用時には管理物質の含有率、使用目的の報告をお願いします。

表 2 chemSHERPA の管理対象物質（最新 Ver.）の管理対象基準

対象	備考
化審法（第一種特定化学物質）	本付属書で規定の含有禁止物質を除く物質、および表 3 の物質
米国有害物質規制法（Toxic Substances Control Act : TSCA）使用禁止または制限物質（第 6 条）	
EU ELV 指令	
EU RoHS 指令 Annex II	
EU POPs 規則 Annex I	
EU REACH 規則認可対象候補物質（SVHC）および認可対象物質 Annex X IV	
EU REACH 規則 Annex X VII（制限対象物質）	
China RoHS（中国）电器电子产品有害物质限制使用管理办法 2016-07-01	
Global Automotive Declarable Substance List（GADSL）	
IEC62474（国際電気標準会議指定物質）	
EU 医療機器規則（MDR）Annex I 10.4 化学物質	

表 3 [含有管理物質]

No	区分	物質名	主な CAS No.※1	管理基準（規制値）	主な引用法規制
1	管理	ビスマスおよびその化合物	—	意図的使用および既知の不純物を報告。	労働安全衛生法 [危険物・発生性の物]
2	管理	マグネシウムおよびその化合物	—	意図的使用および既知の不純物を報告。	—
3	管理	金およびその化合物	—	意図的使用および既知の不純物を報告。	—
4	管理	パラジウムおよびその化合物	—	意図的使用および既知の不純物を報告。	—
5	管理	タリウムおよびその化合物	—	意図的使用および既知の不純物を報告。	GADSL D
6	管理	金属カルボニル類	—	意図的使用および既知の不純物を報告。	—
7	管理	アルミニウムおよびその化合物	—	意図的使用および既知の不純物を報告。	—
8	管理	タングステンおよびその化合物	—	意図的使用および既知の不純物を報告。	—
9	管理	フッ素およびその無機化合物	—	意図的使用および既知の不純物を報告。	—

表3 [含有管理物質] (続き)

No	区分	物質名	主なCAS No.※1	管理基準 (規制値)	主な引用法規制	
10	管理	亜硝酸塩類	—	意図的使用および既知の不純物を報告。	特定顧客要求、GADSL D	
11	管理	シアン化合物 (禁止物質以外)	—	意図的使用および既知の不純物を報告。	水質汚濁防止法	
12	管理	その他塩素系難燃剤 その他臭素系難燃剤 (PBB、PBDE、HBCDD、TBBPAを除く)	—	意図的使用および既知の不純物を報告。	JS709 IPC-4101 および IEC61249-2-21	
				閾値：ハロゲンフリー部材規格 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>塩素 (Cl)</td> <td>900</td> </tr> <tr> <td>臭素 (Br)</td> <td>900</td> </tr> <tr> <td>Br+Cl</td> <td>1,500</td> </tr> </table>		塩素 (Cl)
塩素 (Cl)	900					
臭素 (Br)	900					
Br+Cl	1,500					
13	管理	赤リン (難燃剤) (耐水処理されたもの) (※2)	7723-14-0	意図的使用および既知の不純物を報告。	TSCA, 特定顧客要求	
14	管理	有機リン化合物 (含有禁止物質以外)	—	意図的使用および既知の不純物を報告。	—	
15	管理	アンチモンおよびその化合物	—	意図的使用および既知の不純物を報告。	労働安全衛生法 [通知対象]	
16	管理	ヒ素及びその化合物 (三酸化二ヒ素、五酸化二ヒ素以外)	7440-38-2	半導体・基板銅箔・はんだ用途	EU REACH 規則 Annex X VII GADSL	
				<table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>はんだ中不純物</td> <td>500</td> </tr> <tr> <td>上記以外</td> <td>50</td> </tr> </table>		はんだ中不純物
はんだ中不純物	500					
上記以外	50					
17	管理	セレンとその化合物	—	意図的使用および既知の不純物を報告。	特定顧客要求	
18	管理	コバルトおよびその化合物	—	意図的使用および既知の不純物を報告。	特定顧客要求	
19	管理	ベリリウムおよびその化合物 (酸化ベリリウム除く)	—	意図的使用および既知の不純物を報告。	IEC62474、特定顧客要求	
20	管理	1, 3-ブタジエン	106-99-0	意図的使用および既知の不純物を報告。	EU REACH 規則 Annex X VII 米国 TSCA 高優先 20 物質 米国プロポジション 65 MDR, GADSL D	
21	管理	o-ジクロロベンゼン	95-50-1	意図的使用および既知の不純物を報告。	EU REACH 規則 Annex X VII 米国 TSCA 高優先 20 物質	
22	管理	1, 4-ジクロロベンゼン	106-46-7	意図的使用および既知の不純物を報告。	EU REACH 規則 Annex X VII 米国 TSCA 高優先 20 物質 米国プロポジション 65	
23	管理	1, 1-ジクロロエタン	75-34-3	意図的使用および既知の不純物を報告。	米国 TSCA 高優先 20 物質 米国プロポジション 65	
24	管理	1, 2-ジクロロプロパン	78-87-5	意図的使用および既知の不純物を報告。	EU REACH 規則 Annex X VII 米国 TSCA 高優先 20 物質 米国プロポジション 65, MDR	
25	管理	1, 2-ジブロモエタン	106-93-4	意図的使用および既知の不純物を報告。	EU REACH 規則 Annex X VII 米国 TSCA 高優先 20 物質 米国プロポジション 65, MDR	
26	管理	ガラキソリド	1222-05-5	意図的使用および既知の不純物を報告。	米国 TSCA 高優先 20 物質	

(※2) ChemSHERPA の物質リストには、赤リンの登録が無いので、任意報告物質として報告してください。

表3 【含有管理物質】（続き）

No	区分	物質名	主な CAS No.※1	管理基準（規制値）	主な引用法規制
27	管理	テトラブロモビスフェノール A (TBBPA 類)	79-94-7 30496-13-0 40039-93-8 70682-74-5 28906-13-0 94334-64-2 71342-77-3 32844-27-2 21850-44-2 4162-45-2 25327-89-3 37853-61-5	意図的使用および既知の不純物を報告。	米国 TSCA 高優先 20 物質 米国プロポジション 65 IEC62474, GADSL D EU RoHS 規制検討中
28	管理	(リン酸系難燃剤) リン酸トリ フェニルエステル (TPP)	115-86-6	意図的使用および既知の不純物を報告。	米国 TSCA 高優先 20 物質 GADSL D
29	管理	1, 3-イソベンゾフランジオ ン (無水フタル酸)	85-44-9	意図的使用および既知の不純物を報告。	米国 TSCA 高優先 20 物質
30	管理	結晶性シリカ	14464-46-1	意図的使用および既知の不純物を報告。	特定顧客要求
31	管理	N-フェニルベンゼンジアミン とスチレン、 2, 4, 4-トリメチルペンタ ンの反応物 (BNST)	68921-45-9	意図的使用および既知の不純物を報告。	GADSL D, 特定顧客要求
32	管理	トルエン	108-88-3	意図的使用および既知の不純物を報告。	EU REACH 規則 Annex X VII 米国プロポジション 65 GADSL, 特定顧客要求
33	管理	エチルベンゼン	100-41-4	意図的使用および既知の不純物を報告。	米国プロポジション 65 労働安全衛生法 (特定化学物質) GADSL, 特定顧客要求
34	管理	2-ニトロプロパン	79-46-9	意図的使用および既知の不純物を報告。	EU REACH 規則 Annex X VII 米国プロポジション 65 特定顧客要求
35	管理	スチレン	100-42-5	意図的使用および既知の不純物を報告。	米国プロポジション 65, GADSL
36	管理	キシレン	1330-20-7	意図的使用および既知の不純物を報告。	特定顧客要求
37	管理	ビスフェノール A	80-05-7	意図的使用および既知の不純物を報告。	EU REACH 規則 Annex X VII GADSL, MDR, IEC62474
38	管理	ビスフェノール F ビスフェノール S	620-92-8 他 80-09-1	意図的使用および既知の不純物を報告。	特定顧客要求
39	管理	2-(2-アミノエチルアミノ)エタノ ール	111-41-1	意図的使用および既知の不純物を報告。	カナダ環境保護法 特定顧客要求
40	管理	リン化インジウム	22398-80-7	意図的使用および既知の不純物を報告。	米国プロポジション 65 特定顧客要求

表3 【含有管理物質】（続き）

No	区分	物質名	主なCAS No.※1	管理基準（規制値）	主な引用法規制
41	管理	置換ジフェニルアミン類	101-67-7 4175-37-5 他	意図的使用および既知の不純物を報告。	カナダ環境保護法 特定顧客要求
42	管理	ペルフルオロヘキサン酸（PFHxA）とその塩および関連物質	—	意図的使用および既知の不純物を報告。	特定顧客要求
43	管理	その他のフタル酸エステル類（表1含有禁止物質以外）	—	意図的使用および既知の不純物を報告	—
44	管理	その他の塩素化合物 その他の臭素化合物	—	意図的使用および既知の不純物を報告。	—
45	管理	難分解性・生体蓄積且つ有毒性を有する物質(PBTS)(vPvBS)	—	意図的使用および既知の不純物を報告。	特定顧客要求
46	管理	GADSL Reference List 分類D（申告）	—	意図的使用および既知の不純物を報告。	—
47	管理	REACH 規則 Candidate List of substances of very high concern for Authorisation に収載された物質	—	意図的使用および既知の不純物を報告。 すべての用途。	REACH 規則 ECHA（欧州化学庁）の最新情報を参照。
48	管理	トランス-1,2-ジクロロエチレン	156-60-5	意図的使用および既知の不純物を報告。	米国 TSCA 高優先 20 物質
49	管理	フタル酸ジシクロヘキシル	84-61-7	意図的使用および既知の不純物を報告。	米国 TSCA 高優先 20 物質
50	管理	パーフルオロアルキル化合物およびポリフルオロアルキル化合物 PFAS 類	—	意図的使用および既知の不純物を報告。 「パーフルオロオクタン酸（PFOA）とその塩及び PFOA 関連物質」、「パーフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）及びその塩、フルオリド（PFOSF）」、「C9-C14 PFCAs とその塩および C9-C14 PFCAs 関連物質」、「ペルフルオロヘキサンスルホン酸（PFHxS）とその塩および関連物質」の含有禁止物質以外、「ペルフルオロヘキサン酸（PFHxA）とその塩および関連物質」の管理物質以外に適用。	米国 TSCA 米国特定州 PFAS 規制
51	管理	ネオジムおよびその化合物	—	意図的使用および既知の不純物を報告。	特定顧客要求 EU REACH 規則 Annex X VII
52	管理	米国プロポジション 65	—	意図的使用および既知の不純物を報告。（本付属書で規定の含有禁止物質、管理物質を除く物質）	特定顧客要求

※1 CAS No.は参考として掲載しています。

12. 付表

表4 アゾ染料・顔料から生成される特定アミン類

No.	区分	特定アミン	主なCAS No.※1	主な引用法規制
1	禁止	4-アミノジフェニル及びその塩	92-67-1	<ul style="list-style-type: none"> ・ 労働安全衛生法 [製造等の禁止] ・ EU REACH 規則 Annex XVII ・ カリフォルニア州プロポジション 65 (No.6,20 以外)
2	禁止	ベンジジン及びその塩	92-87-5	
3	禁止	4-クロロ-orthoトルイジン	95-69-2	
4	禁止	2-ナフチルアミン (またはβ-ナフチルアミン) 及びその塩	91-59-8	
5	禁止	o-アミノアゾトルエン	97-56-3	
6	禁止	2-アミノ-4-ニトロトルエン	99-55-8	
7	禁止	p-クロロアニリン	106-47-8	
8	禁止	2, 4-ジアミノアニソール	615-05-4	
9	禁止	4, 4'-ジアミノジフェニルメタン (別名 4,4'-メチレンジアニリン)	101-77-9	
10	禁止	3, 3'-ジクロロベンジジン	91-94-1	
11	禁止	3, 3'-ジメトキシベンジジン	119-90-4	
12	禁止	3, 3'-ジメチルベンジジン	119-93-7	
13	禁止	3, 3'-ジメチル-4,4'-ジアミノジフェニルメタン	838-88-0	
14	禁止	p-クレシジン (別名 2-メトキシ-5-メチルアニリン)	120-71-8	
15	禁止	4,4'-メチレンビス (2-クロロアニリン)	101-14-4	
16	禁止	4, 4'-オキシジアニリン	101-80-4	
17	禁止	4, 4'-チオジアニリン	139-65-1	
18	禁止	orthoトルイジン	95-53-4	
19	禁止	2, 4-トルイレンジアミン	95-80-7	
20	禁止	2, 4, 5-トリメチルアニリン	137-17-7	
21	禁止	o-アニシジン	90-04-0	
22	禁止	4-アミノアゾベンゼン	60-09-3	
23	禁止	2, 4-キシリジン (別名 2,4-ジメチルアニリン)	95-68-1	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定顧客要求 ・ 有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律
24	禁止	2, 6-キシリジン (別名 2,6-ジメチルアニリン)	87-62-7	<ul style="list-style-type: none"> ・ 繊維品基本安全技術要求 中国 GB18401-2010. ・ カリフォルニア州プロポジション 65 (No.23 以外)

表5 オゾン層破壊物質

No.	区分	物質名	主なCAS No.※1	管理基準	主な引用法規制
1	禁止	HCFC (ハイドロクロロフルオロカーボン)	—	①意図的添加禁止 ②製品含有禁止 ③生産工程の付着・混入・生成の禁止	・オゾン層保護法 (特定物質) ・モントリオール議定 附属書 A/B/C/E 対象物質 ・土壌汚染対策法 [特定有害物質] ・米国 TSCA 第1次優先物質
2	禁止	CFC (クロロフルオロカーボン)	—		
3	禁止	ブロモメタン (臭化メチル)	74-83-9		
4	禁止	1, 1, 1-トリクロロエタン	71-55-6		
5	禁止	テトラクロロメタン (四塩化炭素)	56-23-5		
6	禁止	ハロン	—		
7	禁止	HBFC	—		
8	禁止	ブロモクロロメタン	74-97-5		

※1 CAS No.は参考として掲載しています。

表6 塩素系有機溶剤

No.	区分	物質名	主なCAS No.※1	管理基準	主な引用法規制
1	禁止	クロロホルム	67-66-3	①意図的添加禁止 ②製品含有禁止 ③生産工程の付着・混入・生成の禁止	EU REACH 規則 Annex X VII 米国プロポジション 65
2	禁止	1, 2-ジクロロエタン	107-06-2		土壌汚染対策法 [特定有害物質] 米国プロポジション 65 米国 TSCA 高優先 20 物質
3	禁止	1, 1-ジクロロエチレン	75-35-4		土壌汚染対策法 [特定有害物質] EU REACH 規則 Annex X VII 米国プロポジション 65
4	禁止	1, 2-ジクロロエチレン	540-59-0		土壌汚染対策法 [特定有害物質]
5	禁止	1, 3-ジクロロプロペン	542-75-6		土壌汚染対策法 [特定有害物質]
6	禁止	ジクロロメタン (塩化メチレン)	75-09-2		土壌汚染対策法 [特定有害物質] EU REACH 規則 Annex X VII 米国プロポジション 65 米国 TSCA 第1次優先物質
7	禁止	テトラクロロエチレン	127-18-4		土壌汚染対策法 [特定有害物質] 米国プロポジション 65
8	禁止	1, 1, 1-トリクロロエタン	71-55-6		土壌汚染対策法 [特定有害物質]
9	禁止	1, 1, 2-トリクロロエタン	79-00-5		土壌汚染対策法 [特定有害物質] EU REACH 規則 Annex X VII 米国プロポジション 65 米国 TSCA 高優先 20 物質
10	禁止	トリクロロエチレン	79-01-6		EU REACH 規則 (SVHC)
11	禁止	クロロエチレン	75-01-4		土壌汚染対策法 [特定有害物質] EU REACH 規則 Annex X VII
12	禁止	ペンタクロロエタン	76-01-7		EU REACH 規則 Annex X VII
13	禁止	1, 1, 2, 2-テトラクロロエタン	79-34-5		EU REACH 規則 Annex X VII
14	禁止	1, 1, 1, 2-テトラクロロエタン	630-20-6		EU REACH 規則 Annex X VII

表 7 多環芳香族炭化水素類 (PAHs)

No.	区分	物質名	主な CAS No.※1	管理基準	主な引用法規制
1	禁止	ベンゾ(a)ピレン (BaP)	50-32-8	意図的添加禁止	EU REACH 規則 Annex XVII 米国環境保護局 (EPA) EU REACH (SVHC) IEC62474
2	禁止	ベンゾ(e)ピレン (BeP)	192-97-2		
3	禁止	ベンゾ(a)アントラセン(BaA)	56-55-3		
4	禁止	クリセン	218-01-9		
5	禁止	ベンゾ(b)フルアランテン (BbFA)	205-99-2		
6	禁止	ベンゾ(j)フルアランテン (BjFA)	205-82-3		
7	禁止	ベンゾ(k)フルアランテン (BkFA)	207-08-9		
8	禁止	ジベンゾ(a,h)アントラセン (DBAhA)	53-70-3		
9	禁止	インデノ(1,2,3-cd)ピレン	193-39-5		
10	禁止	ベンゾ (g,h,i) ペリレン	191-24-2		
11	禁止	ナフタレン	91-20-3		
12	禁止	アセナフテン	83-32-9		
13	禁止	アセナフチレン	208-96-8		
14	禁止	フルオレン	86-73-7		
15	禁止	フェナントレン	85-01-8		
16	禁止	アントラセン	120-12-7		
17	禁止	フルオランテン	206-44-0		
18	禁止	ピレン	129-00-0		

※ 1 CAS No.は参考として掲載しています。

1.3. PFAS（有機フッ素化合物）の報告範囲に関するお願い

PFASには非常に多くの種類があり、その種類によって性質が異なります。法令によって対象物質の範囲も異なり、EPA 米国環境保護庁によると約 12,000 種類もの PFAS があるとされています。当社のお客様からの問合せに対して、情報が不足する懸念もございますので、以下の物質リスト、構造定義、情報ツールの最新版に基づき、調査・報告をお願いします。

調査	対象
範囲①	chemSHERPA 管理対象リスト
範囲②	<p>OECD（経済協力開発機構）</p> <p>完全にフッ素化されたメチルまたはメチレン基（フッ素が結合している炭素原子に H/Cl/Br/I 原子が結合していない）を少なくとも 1 つ含むフッ素化合物。すなわち、いくつかの例外を除き、少なくともペルフルオロメチル基（-CF₃）またはペルフルオロメチレン基（-CF₂-）を有する化学物質。</p>
範囲③	<p>EPA（米国環境保護庁）</p> <p>下記 3 つの基本構造のうち、少なくとも 1 つを含む物質。</p> <p><u>構造定義</u></p> <p>① R-(CF₂)-CF(R')R" : CF₂,CF は飽和炭素に結合</p> <p>② R-CF₂OCF₂-R' : R,R' は O（酸素）、F（フッ素）、飽和炭素のいずれか</p> <p>③ CF₃C（CF₃）R'R" : R',R"は F（フッ素）、飽和炭素のいずれか</p>

松尾電機株式会社 御中

**グリーン調達ガイドライン No.CE01-30-04(第1.5版) 受領書
兼 構成成分および環境負荷物質の使用状況報告書(Ver.1.05)**

(製造会社)

回答日	
会社名	
部署名	
役職	
責任者氏名	
E-mail	
TEL	

(経由商社)

会社名	
責任者氏名	
E-mail	
TEL	

品名	
品番	

【お願い事項】

①	当社の含有禁止物質・含有管理物質(表1～表7)に該当するとき、含有量に関わらず意図的添加または含むことが明らかな化学物質はすべて報告してください。
②	意図的添加ではないが含有量を把握している不純物は、0.1wt%未満でも報告してください。
③	構成物質の合計が100%となるよう、0.1wt%以上の含有物質を報告してください。
④	化学物質名またはCAS No.を非開示する場合も、含有率、含有目的、判定結果を報告してください。
⑤	当社グリーン調達ガイドライン No.CE01-30-04(第1.5版)および構成成分および環境負荷物質の使用状況報告書(様式1) Ver.1.05の環境負荷物質(含有禁止物質・含有管理物質:表1～表7)に該当する場合、物質判定欄に○印を記入してください。
⑥	JAMP chemSHERPAで回答いただける場合には、chemSHERPA最新版で提出してください。 ※材料・調剤品・塗装等の混合物(調剤)の場合、揮発成分を除いた残留物を把握するため、必ず「chemSHERPA AI」での提出をお願いします。

【構成物質一覧表】(PFAS類以外)

No.	①② 化学物質名(全構成成分)	③ 含有率(%)	④ CAS No.	④ 含有・使用目的	④⑤ 環境負荷物質使用 判定(該当○)
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					

【構成物質一覧表】(PFAS類のみ)

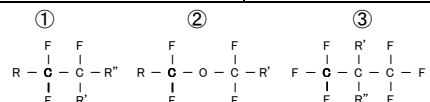
No.	①② 化学物質名(全構成成分)	③ 含有率(%)	④ CAS No.	CAS No.非開示の場合	
				種類(選択)	TSCA(※) 構造定義(選択)
1	生産中止	代替計画			
	生産中止時期	年 月	代替時期	年 月	

(注) 行数が不足する場合には、様式1を追加してください。

(※) ① R-(CF2)-CF(R')R'' : CF2, CFは飽和炭素に結合

② R-CF2OCF2-R' : R, R' はO(酸素)、F(フッ素)、飽和炭素のいずれか

③ CF3C(CF3)R' R'' : R', R''はF(フッ素)、飽和炭素のいずれか



松尾電機株式会社 御中

**グリーン調達ガイドライン No.CE01-30-04(第1.5版)受領書
兼 追加管理物質含有調査表(Ver.1.00)**

(製造会社)

回答日	
会社名	
部署名	
役職	
責任者氏名	
E-mail	
TEL	

(経由商社)

会社名	
責任者氏名	
E-mail	
TEL	

松尾電機株式会社向けに納入する製品に、下記の調査対象化学物質含有有無について報告します。

【対象製品】

品名	
品番	

【お願い事項】

①	含有量に関わらず意図的添加または含むことが明らかな場合、報告してください。
②	意図的添加ではないが含有量を把握している不純物の場合、0.1wt%未満でも報告してください。

【調査対象物質】

適用法令・基準		
化学物質名①	名称	CAS No.
化学物質名②	名称	CAS No.
化学物質名③	名称	CAS No.
化学物質名④	名称	CAS No.
化学物質名⑤	名称	CAS No.
化学物質名⑥	名称	CAS No.
化学物質名⑦	名称	CAS No.

【お取引先様記入】

↓ 下記に該当する方に○印を入れてください。

<input type="checkbox"/>	調査対象物質は納入している対象製品に含有していません。		
<input type="checkbox"/>	調査対象物質は納入している対象製品に含有しています。含有率および用途・目的を報告します。	含有率(ppm)	
<input type="checkbox"/>		用途・目的	

【改訂履歴】

版番号	制定日	制改訂内容
第 1.0 版	2021 年 4 月 30 日	初版制定。化学物質管理基準から環境負荷物質（含有禁止物質・含有管理物質）リストを独立および改訂し、当付属書を制定。
第 1.1 版	2021 年 12 月 17 日	表 1 No.84 赤リンを追加。 表 3 No.13 赤リンに、（耐水処理されたもの）を追記した。 様式 1 のバージョン番号の改訂及び様式 2 のバージョン番号の追記。
第 1.2 版	2022 年 4 月 18 日	文書番号変更。ページ番号および項番変更。 8 項「お取引先様への確実な環境管理体制の構築と迅速な情報伝達のお願ひ」を追加。
第 1.3 版	2022 年 9 月 16 日	禁止物質 No.67「パーフルオロアルキルスルホン酸類（PFAS 類）」を「パーフルオロアルキル化合物およびポリフルオロアルキル化合物（PFAS 類）」に修正。 禁止物質 No.90「特定の長鎖ペルフルオロアルキルカルボン酸塩（LCPFACs）」を「長鎖ペルフルオロアルキルカルボン酸（LCPFACs）およびペルフルオロアルキルスルホン酸化合物」に修正。 以下の物質を No.99、No.100、No.101 で禁止物質に追加。 ・長鎖（C9-C21）ペルフルオロカルボン酸（PFCAs）とその塩及び関連物質 ・ペルフルオロカルボン酸（PFCAs）C9-C14 とその塩 ・ペルフルオロカルボン酸（PFCAs）C9-C14 関連物質 管理物質 No.28「（リン酸系難燃剤）リン酸トリフェニル」を「（リン酸系難燃剤）リン酸トリフェニルエステル（TPP）」に修正。 以下の物質を No.48、No.49 で管理物質に追加。 ・トランス-1,2-ジクロロエチレン ・フタル酸ジシクロヘキシル 禁止物質 No.96 の主な CAS No.欄に(*)を追記。 主な法規制欄に引用法規制名を追記または削除。 11. 含有管理物質 chemSHERPA の Ver. 番号を削除して最新 Ver.に修正。
第 1.4 版	2023 年 6 月 5 日	禁止物質 No.42 を管理番号 No.27 に修正。禁止物質 No.42 は欠番。 禁止物質 No.67 を管理物質 No.50 に修正。禁止物質 No.67 は欠番。 禁止物質 No.84「赤リン」を「赤リン（※2）」に修正。表外に（※2）を追加。 禁止物質 No.89 の管理基準（規制値）を修正。主な引用法規制を修正。 禁止物質 No.90 の CAS No.を修正。 禁止物質 No.91 の主な引用法規制を修正。 禁止物質 No.102 を追加。 禁止物質 No.103 を追加。 禁止物質 No.104 を追加。 管理物質 No.12 の表記を修正。 管理物質 No.13 の表記を修正。表外に（※2）を追加。 管理物質 No.27 の表記を修正。CAS No.を追加。主な引用法規制に追加。 管理物質 No.50 を追加。

第 1.5 版	2024 年 5 月 8 日	<p>3. お取引様への化学物質調査協力をお願い、番号 2 を修正。 管理物質 No.15 の管理基準（規制値）を修正。 管理物質 No.51 を追加。</p> <p>1 1. 含有管理物質 表 2 の対象を修正。 付表 12 表 4 の No.9、No.14、特定アミン名称を修正、主な引用法規制を修正。</p> <p>1 3. PFAS（有機フッ素化合物）の報告範囲に関するお願い を追加。 様式 1、様式 2 を変更。</p>
---------	-------------------	--